

## 障がい学生支援のガイドライン

大阪成蹊大学  
大阪成蹊短期大学

本ガイドラインは、大阪成蹊大学、大阪成蹊短期大学における障がいのある学生に関する修学支援について、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」に則り定める。

### 1. 基本原則

- 1) 本学は、本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう修学支援を行う。
- 2) 学長は、本ガイドラインに定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するために必要な規程の整備、予算措置等に努める。
- 3) 修学支援は、本学におけるこれまでの先進的な取組みをもとに合理的配慮の範囲内で行う。
- 4) 障がいのある学生に対する修学支援は、原則として本人（保証人）からの支援要請に基づき行う。
- 5) 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な修学支援内容は、原則として支援要請時の面談の際、本学と本人（保証人）が、十分な合意形成・共通理解を図り決定する。  
ただし、支援内容の変更については、本人の障がいの程度、合意形成・共通理解が得られた時期等を勘案し、柔軟に対応する。

### 2. 修学支援内容について

前掲の基本原則のもとに、障がいのある学生の一人ひとりの修学支援の要望に基づき、関係部署が緊密に連携、協力して対応する。

3. このガイドラインに関する事務は、障がい学生支援室が行う。

4. このガイドラインの改廃は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

### 付 則

このガイドラインは、2018年4月1日から施行する。